

西東京市
公民館運営審議会
ハンドブック

- 第 1 版（改訂版） -



令和 3 年 4 月 28 日

西東京市公民館運営審議会

まえがき

(第11期公運審委員の皆さんへ)

このハンドブックは、公民館運営審議会の委員を務めるにあたり、社会教育や公民館のこと、公民館運営審議会委員に求められる姿勢や役割、西東京市公民館に関することなどをまとめることを想定して、作成を始めたものです。

その経緯として、社会教育施設である公民館の基本的な知識や西東京市公民館のこと、私達公運審委員の役割に関する共有が無いままに定例会へ出席し、多くの委員が戸惑いを感じてきたということがあります。公運審委員の活動次第では公民館が充実・発展し、市民の学びを支えることに大きく寄与できると感じますが、まずは委員就任当初に基本的な内容がまとめられた情報の提供を受けたり、研修実施の必要性を強く感じてきました。

そこで、令和3年3月に元福生市公民館長の伊東静一氏をお招きし、福生市の公運審が平成23年に初版を発行した「公民館運営審議会ハンドブック」のお話などを伺い、第10期最後の活動としてハンドブックの骨子づくりをすることとなり、たたき台として作成したものです。なお、このハンドブックを第11期の皆さんで続きを完成させて欲しいということではなく、第11期の皆さんが就任当初に把握しておいていただくと役立つのではないかと私達10期メンバーが考えたことをまとめています。新型コロナウイルスの影響もあり、とても中途半端な状態でのバトンパスとなりますが、ぜひお役立ていただければ幸いです。

また、このハンドブックの内容は公運審委員のみならず、職員の皆さんにも役立つとの声もいただいております。公運審は公民館と車の両輪のように市民の学びを支える役割があると思いますので、もしこの中身を深めていくのであれば、職員と協働して取り組んでもらえると良いかと考えます。

西東京市公民館運営審議会
第10期（平成31年～令和2年度）
会 長 小 野 修 平

【目次】

◆まえがき

◆第1章：公民館ってどんなところ？・・・・・・・・・・1

1. 社会教育とは？・・・・・・・・・・1
2. 公民館の機能・役割・・・・・・・・・・3
3. 公民館職員の姿勢と役割・・・・・・・・・・3

◆第2章：公運審委員の姿勢と役割・・・・・・・・・・4

1. 公民館運営審議会の法的な位置付け・・・・・・・・・・4
2. 公運審委員の立ち位置・・・・・・・・・・4
3. 公運審委員の役割・・・・・・・・・・5
4. 公運審委員としての活動の流れ・・・・・・・・・・7

◆第3章：西東京市の公民館を知る・・・・・・・・・・8

1. 西東京市公民館の組織と職員・・・・・・・・・・8
2. 各館の特徴・・・・・・・・・・8
3. 主催講座・・・・・・・・・・8
4. 保育事業・・・・・・・・・・8
5. 市民企画事業・・・・・・・・・・9
6. 広報・・・・・・・・・・9
7. 利用者懇談会・・・・・・・・・・9
8. ロビーの役割・機能・・・・・・・・・・9
9. 印刷機の貸し出し・・・・・・・・・・10
10. 障がい者青年教室・・・・・・・・・・10

◆第1章：公民館ってどんなところ？

1. 社会教育とは？

(1) 学ぶことの意味と公民館

もし、「あなたは、何のために学ぶのですか？」と尋ねられたら、どのように答えますか。「私らしく生きるため」、「より確かな選択をするため」など、様々な答えがあることでしょう。そのどれもがより充実した人生を送ることにつながるのではないのでしょうか。公民館での学びや活動を通して、市民の皆さんの人生を豊かに彩る可能性がさらに広がります。公民館はこの可能性を保障するための社会教育施設です。

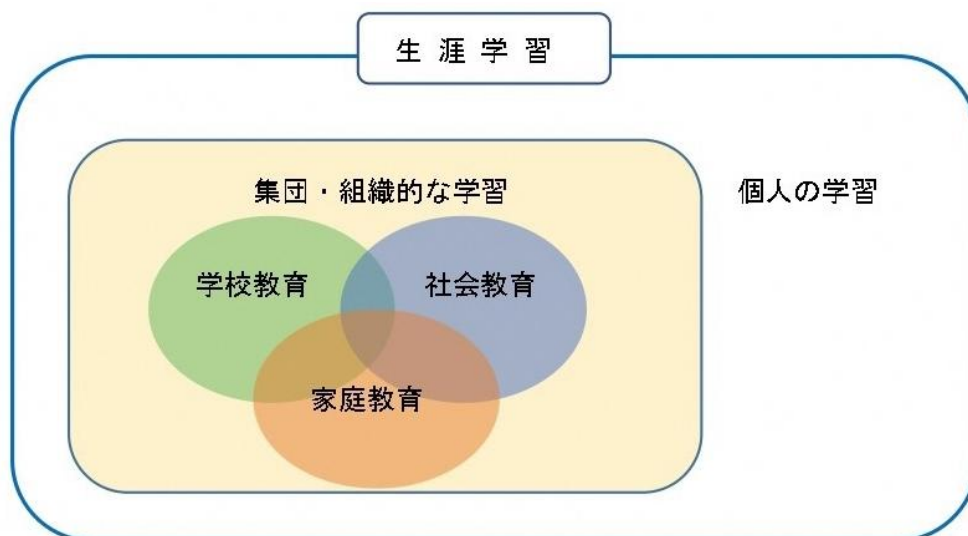
(2) 社会教育・生涯学習とは？

「教育」というと、学校での教育を思い浮かべる方が多いことでしょう。しかし、「人生100年時代」と言われる今、学校を卒業してからの時間がとても長く存在します。

社会教育を教育の領域から考えると、大雑把な表現ですが、社会教育法では教育を「学校教育」と「それ以外の教育」に分け、「それ以外の教育」を「社会教育」と位置付けています。旧教育基本法では、社会教育を「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」と定義していました。

また、生涯学習は、家庭教育や学校教育、それ以外で展開される社会教育を含めた様々な場所や機会、個人・グループでの学習活動の全体をさしています。文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育など、その内容は学習活動だけではなく、非常に幅広いものとされています。

これらを図に表してみます。



(3) 法的な位置付け

教育基本法（第3・12条）及び社会教育法（第1～3条）では、社会教育や生涯学習について、以下のとおり定められています。

【教育基本法】

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2. 公民館の機能・役割

- ★公民館のイメージってどんなものでしょうか？（何気なく持っている公民館のイメージには、それぞれどのような機能や役割があるのでしょうか？）
- ・社会教育施設の一つである公民館は「学習」をする場です。
- ・私たちはだれでも、学習することによって、人間的発達を遂げていく権利（＝学習権）を有しています。
- ・公民館での学習は、個人の学習や学校のような形式の集団学習とは違う学習です。
- ・公民館での学習を通して、学習者個人はもちろん、その学習成果が他者や地域者間へと還元される「学びの循環」を大切にしていることも特徴の一つです。
- ・公民館は、市教育委員会により直営で運営されているとともに、無料で利用することができます。団体登録をしたサークル等は部屋を利用することができますが、単なる貸館施設ではなく、公民館の利用を通して学習を支援していきます。
- ・公民館の機能をまとめると、①学習機能の提供、②相談機能の提供、③情報の提供、④交流機会の提供、⑤活動の場や居場所の提供があります。
- ・西東京市の公民館でも、「つどう、まなぶ、つながる」をキャッチフレーズとしていますが、昨今では「創り出す」も加えた考え方が出てきています。

3. 公民館職員の姿勢と役割

（1）公民館職員に求められる姿勢

- ・学習を押し付けてはならない。
- ・アンテナを高くし、世の中の動きをつかむ。
- ・常に学び続ける。
- ・市民の提案に寄り添い、ともに議論する。
- ・

（2）公民館職員の役割

- ・市民の学習を支援する立場である。学習環境づくりや条件整備が仕事である。
（備品を貸し出したりすることだけが役割ではない）
- ・市民のやりたいことを明確に聴き取る。
- ・

◆第2章：公運審委員の姿勢と役割

1. 公民館運営審議会の法的な位置付け

社会教育法第29条では、「公民館に公民館運営審議会を置くことができる」としており、館長の諮問に応じて、各種事業の企画実施にあたって、調査及び審議をする機関として位置づけられています。

【社会教育法】

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

また、社会教育法に基づき、西東京市公民館設置及び管理等に関する条例において、公民館に西東京市公民館運営審議会を置くこととしています。

【西東京市公民館設置及び管理等に関する条例】

（公民館運営審議会の設置）

第6条 法第29条第1項の規定により、公民館に西東京市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

さらに、同条例施行規則では、社会教育法に基づき、公民館運営審議会の職務として、館長の諮問に応じて、各種事業の企画実施にあたって、調査及び審議をする機関として位置付けられています。

【西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則】

（審議会の職務）

第8条 審議会は、館長の諮問に応じ、公民館事業の企画実施につき、調査審議する。

2. 公運審委員に求められる姿勢

※研修のグループワークで出されたキーワードのまとめ

★定例会で意見を述べることだけが役割ではない！！

- ①各事業の目的や内容を積極的に理解したり、事業に参加する。
- ②一市民としての立ち位置に加え、公的な立場でもある。主観的な意見に偏っていないか注意する。「批判的な友人」＋「応援団」。
- ③地域の様子を把握したり、身近な方々の声に耳を傾けるとともに、公民館事業以外の動向にも注視する。
- ④公民館職員とコミュニケーションを図り、市民と公民館との橋渡し役に。
- ⑤自ら学ぶ姿勢を持ち、研鑽を積むとともに、日頃の活動が公運審委員としての役割を果たしているかを見つめる。

3. 公運審委員の役割

- ◎定例会への参加 ◎事業評価の実施 ◎諮問に対する答申
- ◎研修会や研究大会等への参加 ◎利用者懇談会への参加
- 公民館だより編集室会議への参加 ○都公連委員部会への参加

(1) 公民館事業の調査・審議

ア 諮問に対する答申【重点項目】

重点項目の一つとして、公民館長の諮問に応じ、その内容を審議し、答申を行う役割があります。これまでに、公運審では以下の答申を実施しています。

1) 公民館における「子育て支援」の役割に対する答申

(答申日：平成20年9月24日)

2) 「西東京市公民館の事業評価のあり方について」に対する答申

(答申日：平成23年4月27日)

3) 「西東京市公民館の主催事業における市民との協働・市民参加のあり方について」に対する答申

(答申日：平成29年1月25日)

4) 西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について

(答申日：平成31年4月24日)

イ 中期計画に関する審議【重点項目】

「西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について」(平成31年4月24日答申)を踏まえ、令和2年度には「公民館事業中期計画検討委員会(仮称)」を立ち上げ、上位計画である教育計画の終了年度に合わせ、令和3～5年度の中期計画を策定します。検討委員会での審議内容は公運審定例会に報告され、公運審では中期計画の策定に向けた審議等を行います。

ウ 単年度事業計画に関する審議【重点項目】

公民館事業中期計画やその他関連計画を踏まえ、公民館は概ね毎年11月頃に次年度の単年度事業計画(案)を示し、公運審では審議を行い、承認します。

エ 個別事業に関する情報共有と今後に向けた提案

毎月の定例会に提出される主催事業計画書の内容を公運審として把握し、必要に応じて、今後に向けた提案を行います。各個別事業は公民館事業中期計画や単年度事業計画を踏まえて実施されるものであるとともに、細部については概ね講座担当者による準備が進められた段階での提出であることから、委員にあっては、個別の事業に焦点を当てるだけでなく、今後の事業実施や公民館運営全体における大局的な視点での提案や質疑を中心に事業計画の議論を行うことを求めます。

（２）公民館事業の評価

ア 中期計画に対する評価【重点項目】

「西東京市公民館事業評価の位置付けと事業計画の関係について」（平成３１年４月２４日答申）では、中長期計画においても評価を実施し、事業運営に反映させることとしています。詳細については、「公民館事業中期計画検討委員会（仮称）」を中心に検討し、報告を受けた公運審においても審議していきます。

イ 単年度事業に対する評価【重点項目】

前年度の事業に関して、概ね７月前後に公民館による一次評価の提出と二次評価を行う上でのポイント説明を受け、公運審では１０月定例会を目途に二次評価を実施し、承認します。その上で、１１月の教育委員会に報告される流れとなります。

なお、公運審としては、二次評価を行うプロセスにおいて、公民館運営及び事業の全体像を俯瞰的に把握する機会でもあり、地域課題や公民館運営の実態を把握するため、研修の一環として実施するものでもあります。

ウ 個別事業の報告に対する情報共有と今後に向けた提案

毎月の定例会に提出される主催事業報告書の内容を公運審として把握し、必要に応じて、今後に向けた提案を行います。委員にあっては、実施した事業の成果や課題に関する質疑や意見を行う際、大局的な視点で今後の事業運営や公民館運営全体を俯瞰し、社会教育の視点で事業実施がされたかを読み込み、よりよい公民館運営に繋がる提案を中心に行うことを求めます。

（３）市民及び利用者の意見等の反映

公運審として、公式に市民や利用者の意見等を把握する場はありませんが、市民及び利用者の意見や要望等を公民館運営や各事業に反映させていくため、委員にあっては各館で年に２回開催される利用者懇談会に可能な範囲内で参加することを求めます。利用者懇談会では公運審の紹介とアピールを行い、公民館とともに利用者の声をきき、市民と公民館の架橋になるよう努めます。

また、各委員は日頃よりその他の機会で積極的に市民及び利用者の意見等を把握し、公運審定例会での議論に反映させていくことを求めます。

（４）公民館サポーターと共に行う活動

2025年４月末日をもって退任する第１２期公運審委員は、同年５月から「公民館サポーター」の活動を始めます。「公民館サポーター」は、市民の意見や要望等を公民館運営や主催事業に反映させるための、もう一つのしくみです。公民館で活動する市民、公民館を守り育てたい市民は誰でも参加できます。第１２期公運審委員は、公民館とその目的や意義を共有した上で、在任時に利用者懇談会や地域交流事業等で広く市民に参加を呼びかけました。

公運審は、「公民館サポーター」と一緒に、みんなで公民館の未来を語り合うカフェや

公民館について学び、考える機会等を企画、実施していきます。

(5) 委員としての資質向上に向けた取り組み

可能な範囲内で各種研修会へ参加し、公運審委員としての資質向上に努めることを求めます。また、各主催講座等の公民館事業に参加することで、公運審委員としてよりよい提案等が可能となることから、積極的な参加を推奨します。

(6) その他

その他の役割として、公運審委員から公民館だより編集室会議及び都公連委員部会に委員を派遣しています。また、教育計画等の関連計画策定時にも、委員を派遣することがあります。

4. 公運審委員としての活動の流れ

月	単年度事業計画	単年度事業評価
4月		
5月		
6月		【公】集計及び一次評価の実施
7月		(定) 一次評価の提示と要点説明
8月		(定) 二次評価の審議
9月		【審】二次評価の実施 (定) 二次評価の審議
10月	【公】事業計画の作成	(定) 事業評価の承認
11月	(定) 次年度の事業計画についての懇談	【公】教育委員会への報告
12月		
1月	【公】事業計画の提示 (定) 事業計画の審議	
2月	(定) 事業計画の審議	
3月	【審】事業計画の承認 (定) 事業計画の承認	
その他	◇利用懇：各館で年に2回（9月～10月及び3月）に実施。 ◇研修：年に1～2回程度。その他、都公連の研修として9月及び2月。 ○公民館だより編集室会議や都公連委員部会等へ代表者が参加。	

＜注＞ (定)：定例会 【公】：公民館 【審】：公運審

※西東京市公民館では、西東京市総合計画及び西東京市教育計画を踏まえて5年間にわたる事業方針を定め、単年度の事業計画を作成しています。そのため、公運審では、5年ごとに事業方針の検討を行います。

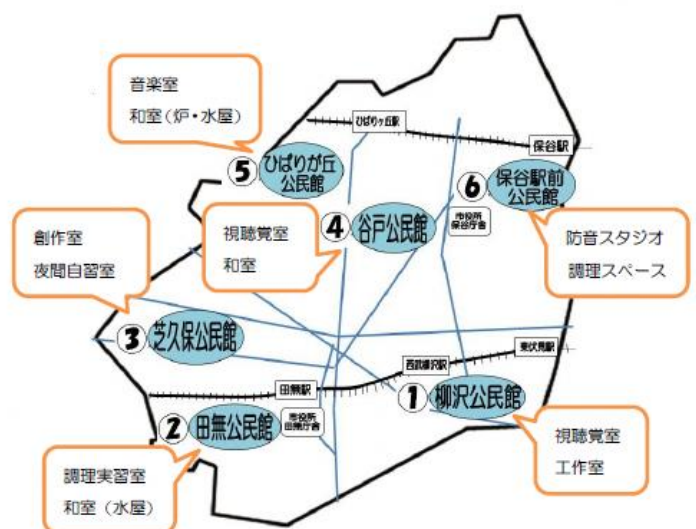
◆第3章：西東京市の公民館を知る

1. 西東京市公民館の組織と職員

- ・市内には、6館の公民館があります。
- ・中央館として柳沢公民館があり、分館として田無・芝久保・谷戸・保谷駅前公民館があります。また、柳沢公民館の分室として、ひばりが丘公民館があります。
- ・職員には、正規職員と公民館専門員（会計年度任用職員）がいます。
- ・中央館には館長がいるとともに、公民館運営審議会を開催したり、人事や庶務を統括しています。分館には分館長がおります。分室には正規職員はいません。

2. 各館の特徴

- ・公民館は市教育委員会の直営であり、無料で使用することができます。



3. 主催講座

- ・各館で公民館が主催する講座が行なわれています。
- ・年間で100事業ほどの講座が実施されております。
(各事業の計画書・報告書を審議することが公運審委員の仕事の1つです)

4. 保育事業

- ・保谷駅前公民館を除く5館には保育室があります。保育員は専属で保育にあたり、保育料は無料です。
- ・住民の学びを支えると同時に、子供たちの社会性を育てることを大切にしています。
- ・子育て世代の学びを支えるために、保育室のある5館では保育付講座が開催されています。
- ・学習支援保育は、毎月継続的に公民館で共同学習を行う、学習内容や活動を市民に開き、地域を豊かにしていく社会的視点を持ったグループを対象が利用できます。

5. 市民企画事業

- ・市民企画事業とは、公民館が主催する事業とは別に、市内の自主的な団体が企画した事業に対して、一定の審査を行ない、公民館事業として実施します。
- ・これは、学習成果の地域還元と、市民への多様な学習機会の提供を目的としており、社会教育施設である公民館らしい取組と言えます。

6. 広報

- ・公民館だよりは、毎月市民に向けて全戸配布されます。
- ・講座の案内やサークルの会員募集などはもちろんのこと、一面特集などを通して、「届ける社会教育」としての役割も果たしています。

7. 利用者懇談会

- ・利用者懇談会は、利用懇とも呼ばれ、公民館の運営や事業等について意見交換したり、市民と公民館の交流の場でもあります。
- ・全館で年に2回（9月と3月頃）に実施され、3月の利用懇では団体連絡箱調整会も兼ねています。

8. ロビーの役割・機能

- ・サークル活動や講座に参加する人だけでなく、市民に広く開放された場としてロビーがあります。
- ・交流や学習の場であり、展示やロビーコンサート、ロビー講習会などにも活用されています。
- ・情報提供として、講座のチラシなどが置かれていたり、団体紹介の掲示なども行なわれています。
- ・団体連絡箱（ロッカーではない）は、団体と公民館の交流や情報連絡のために使用されるものとして設置されています。
- ・また、柳沢公民館には「ふれあい喫茶」があり、障がいのある人の働く場となっており、利用者との交流が図られています。

9. 印刷機の貸し出し

- ・全館に印刷機が備えられており、団体登録しているサークル等は印刷で利用することができ、学習を支えています。

10. 障がい者青年教室

- ・知的障がいのある方々の学習の場として、年間を通して障がい者青年教室事業が行なわれています。田無公民館では「あめんぼ学級」、柳沢公民館では「くるみ学級」と呼ばれています。

※その他、研修のグループワークで出された項目

- ・公民館自体の歴史
- ・西東京市公民館の歴史（旧市を含む）
- ・教育委員会の組織
- ・西東京市の基礎情報（人口、外国籍、学校、企業……）
- ・行政計画（上位計画や関連計画）
- ・市ホームページの活用方法（情報の取り方）
- ・公民館中期計画と単年度計画
- ・事業評価
- ・防災講座
- ・地域交流事業（まつり、フェスティバル、ロビーコンサート等）

『西東京市公民館運営審議会ハンドブック』

～第1版～

令和5年3月15日改訂

令和7年3月19日改訂

◆発行日：令和3年4月28日

◆発行者：西東京市公民館運営審議会